

改正後の「くるみん」と認定基準

子育てサポート企業の認定制度（改正点 1、2 関係）

●くるみん認定

認定基準とマークを改正します。新くるみんマークは、「おくるみ」の色が淡いピンク色です。



男性の育児休業等の取得に関する認定基準

次のいずれかを満たしていること。

- ・男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が**10%**以上であること。
- ・育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて**20%**以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

（注1）当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していることが必要です。

（注2）労働者数300人以下企業の特例あり

●トライくるみん認定

新たにスタートする認定制度です。トライくるみんマークは、「おくるみ」の色が淡い黄緑色です。



男性の育児休業等の取得に関する認定基準

次のいずれかを満たしていること。

- ・男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が**7%**以上であること。
- ・育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて**15%**以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

（注）労働者数300人以下企業の特例あり

●プラチナくるみん認定

認定基準を改正します。マークの変更はありません。



男性の育児休業等の取得に関する認定基準

次のいずれかを満たしていること。

- ・男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が**30%**以上であること。
- ・育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて**50%**以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

（注1）労働者数300人以下企業の特例あり

（注2）プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。

不妊治療と仕事との両立の取り組みを推進する企業の認定制度（新設）（改正点3関係）

●くるみんプラス認定、トライくるみんプラス認定、プラチナくるみんプラス認定

「くるみん」認定企業が、不妊治療と仕事との両立にも取り組む場合に付与する認定マークです。3種類のくるみに追加して、「くるみんプラス」「トライくるみんプラス」「プラチナくるみんプラス」と称し、以下のマークとします。

「くるみんプラス」



「トライくるみんプラス」



「プラチナくるみんプラス」



デザインの制作者：泉沢 千晴さん（東京都在住、グラフィックデザイナー）

デザイン制作意図：不妊治療を受けながら仕事をする方を会社の上司、同僚等がサポートし、みんなで支えていくようなデザインにしました。支えている手がハートになって、どんどん繋がっていくことでサポートの輪が会社や世の中全体に広がっていく。そして、みんなの幸せになる。そんな様子を表しています。

愛称の制作者：井口 仁長さん（岐阜県在住、自営業）
築島 あゆみさん（神奈川県在住、団体職員）
堀内 智子さん（神奈川県在住、会社員）

愛称制作意図：既存のくるみに新たにプラスして不妊治療と仕事との両立を支援しているイメージの言葉を選びました。
※ 愛称は3名の方から応募があり、採用となりました。

不妊治療と仕事との両立に関する認定基準

- 次の①及び②の制度を設けていること。
 - 不妊治療のための休暇制度
 - 不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度
- 不妊治療と仕事との両立に関する方針を示し、講じている措置の内容とともに社内に周知していること。
- 不妊治療と仕事との両立に関する労働者の理解を促進するための取組が実施されていること。
- 不妊治療を受ける労働者からの不妊治療と仕事との両立に関する相談に応じる担当者を選任し、社内に周知していること。

※ 各「プラス」認定を受けるためには、上記認定基準に加えて、受けようとするくるみの種類に応じた認定基準を満たしていることが必要です。